

防府市公共工事予定価格積算内訳公表検討委員会設置要綱

平成11年6月1日制定

(設置及び目的)

第1条 防府市が発注する公共工事の積算の透明性の一層の向上をはかり、予定価格公表対象工事について、積算内訳の公表に向けて各種問題点を協議するため、防府市公共工事予定価格積算内訳公表検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 予定価格積算内訳の公表（以下「積算内訳公表」という。）に関する事
- (2) 積算内訳公表のための関係部課間の連絡調整に関する事
- (3) その他積算内訳公表のために必要と認められる事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、土木都市建設部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は会務を総括し、委員会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 所掌事務を推進するため、委員会に作業部会（以下「部会」

という。)を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、土木都市建設部次長をもって充てる。
- 4 副部会長は、道路課長をもって充てる。
- 5 部会員は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 部会は、積算内訳の公表内容及び問題点等についての調査研究を行う。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、契約課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

会 長	副市長
副 会 長	土木都市建設部長
委 員	総務部次長
々	土木都市建設部次長
々	工事検査監
々	農林漁港整備課長
々	道路課長
々	河川港湾課長
々	都市計画課長
々	建築課長

別表 2（第 6 条関係）

部 会 長	土木都市建設部次長
副 部 会 長	道路課長
部 会 員	農林漁港整備課技術補佐
々	道路課技術補佐
々	河川港湾課技術補佐
々	都市計画課技術補佐
々	建築課技術補佐